

秋田県告示第 282 号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により、次のとおり平成30年度調理師試験事務の一部を委任するので、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第1項の規定に基づき、公示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定試験機関名称
公益社団法人調理技術技能センター
- 2 指定試験機関事務所所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階
- 3 行わせることとした試験事務の範囲
 - (1) 試験問題・回答用紙の作成及び発送
 - (2) 試験監督員等の派遣・会場設営
 - (3) 採点
 - (4) 合否判定
 - (5) 合格者確定及び受験者一覧表・合格者名簿・合格者台帳の作成
 - (6) 合格通知書の作成・発送
 - (7) 合格証明書の発行
 - (8) 実施結果報告及び合格者一覧の作成
- 4 試験事務を行わせることとした年月日
平成30年5月18日